

令和7年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和7年3月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	北 村 和 士	2 番	武 尾 哲 治	3 番	吉 田 功
4 番	中津川 定 雄	5 番	秋田谷 光 彦	6 番	古 谷 星工人
7 番	平 野 由里子	8 番	田 代 実	9 番	井 上 栄 一
1 0 番	南 雲 まさ子	——	——	1 2 番	寺 嶋 正

2. 欠席議員 1人

1 1 番	飯 田 一
-------	-------

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	野 崎 智	会計管理者兼出納室長	中津川 文 子
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	参事兼総務課長	早 野 政 弘
安全防災担当室長	鎌 田 将 次	税 務 課 長	山 岸 裕 子
町民課長兼寄出張所長	堀 谷 恵 子	福 祉 課 長	宮 根 正 行
子育て健康課長	渋谷 昌 弘	観 光 経 済 課 長	遠 藤 洋 一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳 澤 一 郎	環境上下水道課長	渋谷 好 人
教 育 課 長	椎 野 晃 一	——	——

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石 井 友 子	書 記	島 秀 明
-----------	---------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 18 号 令和 7 年度松田町一般会計予算

日程第 2 議案第 24 号 令和 7 年度松田町上水道事業会計予算

日程第 3 議案第 25 号 令和 7 年度松田町寄簡易水道事業会計予算

6. 議会の状況

議 長 おはようございます。松田町議会定例会本会議第 4 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

報告いたします。飯田議員におかれましては、体調不良のため本定例会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「議案第18号令和 7 年度松田町一般会計予算」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会 4 日目、よろしく願いいたします。

それでは、議案第18号令和 7 年度松田町一般会計予算。

令和 7 年度松田町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億7,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第 2 条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債) 第 3 条、地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第

3表「地方債」による。

（一時借入金）第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 これより細部説明に入りますが、各担当課長に申し上げます。説明は要点を簡単明瞭をお願いいたします。それでは、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 おはようございます。それでは、予算について、款・項を中心にですね、主な事業を中心に説明をさせていただきます。

それでは、初めに6ページ、7ページについて説明をさせていただきます。第2表、債務負担行為でございます。件数は5件でございます。こちらにつきましては、自動車借上料ほか、こちらワゴン車ということで、町のキャラバンですね、についての債務負担行為。次に次期総合計画策定2か年計画における債務負担行為。そして総合行政ネットワークいわゆるL G W A Nの関係の債務負担行為になります。また、町立の小学校の入学のですね、新入学の児童の机の購入、そしてソフトウェア、町立のソフトウェア、グループウェアやタブレット等に伴う債務負担行為となっております。

続きまして、7ページになります。第3表地方債でございます。こちらにつきましては、観光施設等整備事業、寄のグラウンドナイター、また管理センターの改修、そして市民農園の駐車場ほかにおける起債でございます。

その下の防災施設等整備事業でございます。こちらは消防の用地、物件損失補償また防災資機材等の倉庫等、4分団のですね、消防車両などに伴う起債でございます。

それではですね、歳入になります。こちらのほうは、町税のほうはですね、

税務課長のほうからまず説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

税 務 課 長 それでは、歳入について御説明させていただきます。予算書の14ページ、15ページ、また参考資料2令和7年度松田町一般会計予算説明資料では1ページでございます。

町税全体では3,756万8,000円、2.5%の増額となっております。

款、町税、項、町民税、目、個人でございます。現年課税分の説明欄、均等割では、納税義務者数の減を見込み、前年度比較1万4,000円、0.1%の減額となっております。所得割では、1,838万9,000円、3.4%の増額となっております。令和6年度の課税実績と比較いたしますと、納税義務者数の減が見込まれるものの、1人当たりの所得割額の増額を見込んでおります。

次に、目、法人でございます。法人税割は令和6年度の課税状況や景気の緩やかな回復による事業収益を見込みまして、1,825万2,000円、35.2%の増額としております。

続きまして、項・目ともに固定資産税でございます。現年課税分の土地につきましては、273万5,000円、0.7%の減額となっております。令和6年度の調定額をもとに、土地の価格の下落や開発地の住宅用地化などを要因としております。家屋につきましては、339万8,000円、1.3%の増額となっております。令和6年度の調定額をもとに、新築家屋分による増額分や、滅失による減額分を見込んでおります。償却資産では、大規模な投資は期待できないと予測をしておりますが、令和6年度の調定額をもとに算出いたしまして、310万9,000円、2.4%の増額となっております。

次に、項、軽自動車税、目、環境性能割でございます。こちらも令和6年度の調定額をもとに、取得台数の増減率を踏まえまして、57万6,000円、26.1%の増額を見込んでおります。

目、種別割では、取得台数の減などにより53万8,000円、1.7%の減額を見込んでおります。

項・目ともに町たばこ税では、課税本数の減を見込み、345万3,000円、

6.6%の減額を見込んでおります。

町税の説明は以上でございます。

参事兼政策推進課長

それでは、地方譲与税でございます。説明欄のほうで説明をさせていただきます。初めに、地方揮発油譲与税でございます。こちらはガソリンに課税して地方に財源を譲与されるものでございます。リッター当たり4.4円、収入額の100分の42のうち2分の1を道路の延長、面積等により譲与されるものでございます。こちらの譲与税ほか交付金につきましては、国のですね、国会に提出される地方財政計画に基づきまして積算をさせていただいているものでございます。

続きまして、自動車重量譲与税でございます。検査自動車等届出軽自動車に対して課税されるもので、収入額の1,000分の407のうち2分の1がですね、道路延長や面積により譲与されるものでございます。

続きまして、森林環境譲与税でございます。森林の適正な管理などに活用するために、また災害の防止、国土保全、機能強化いうもとにですね、交付されるもので、人工林面積や林業従事者の割合により案分されて交付されるものでございます。

続きまして、16、17ページになります。説明欄のほうで説明をさせていただきます。利子割交付金でございます。預金利子に課税される県税収入を市町村の個人県民税決算額の割合により案分して交付されるものでございます。国が20.315%、このうちの5%県へ、その5分の3を市町村に交付されるものでございます。

続きまして、配当割交付金でございます。これは上場株式配当に課税される県税収入、税率5%のうちの59.4%を県民税総額に占める市町村の個人県民税額の割合により案分して交付されるものでございます。

続きまして、株式等譲渡所得割交付金でございます。株式譲渡所得に課税される県税収入を市町村の個人県民税決算額の割合により案分して交付されるものでございます。こちらにつきましては、6年度の実績、地財計画に基づきですね、増額が見込まれるということになってございます。

続きまして、法人事業税交付金でございます。県に納付される法人事業税の一部に従業者数で案分して交付されるものでございます。

続きまして、地方消費税交付金でございます。こちらは県の地方消費税収入の2分の1を人口と従業者数で案分して交付されるものでございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらにつきましては、ゴルフ場利用税交付金は、税の10分の3をその所在市町村に交付されるもので、昭和41年に創設された制度でございます。こちらのほうは、各チェックメイト、小田原ゴルフ、太平洋ゴルフクラブのですね、利用増加に伴い、収入額のほうも増額を見込んでいるものでございます。

続きまして、環境性能割交付金でございます。県に納付される自動車税環境性能割の一部を市町村道の延長及び面積に応じて市町村に交付されるものでございます。

続きまして、18、19ページになります。地方特例交付金でございます。住宅借入金の特例控除、住宅ローン減税に対する減収補填でございます。

続きまして、地方交付税でございます。こちらのほうは、国の総額がですね、19兆円、昨年度対比の0.3兆円の増ということと、地方自治体のですね、財政の不均衡の是正を目的としたいいわゆる基準財政需要額から収入額を差し引いたもので、その財源不足を算定し、国が交付されるものでございます。主な原資といたしましては、消費税が19.5%、所得税が33.1%、酒税が50%、法人税が33.1%、地方法人税が100%というふうな形から積算されるものでございます。なお、普通交付税につきましては、全体の94%、残りの4%が特別交付税という形になってございます。こちらも地財計画に基づき積算をさせていただいてございます。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。こちらは交通反則金の一部を改良済み道路延長や過去2年分の事故件数などに基づき積算されるものでございます。

それでは、分担金及び負担金になります。説明欄のほうで説明させていただきます。まず保育所運営費負担金現年度分でございます。こちらは0歳から2

歳児の保育所の利用時に保護者からの納付される保育料でございます。

続きまして、説明欄、こちらは学童保育保護者負担金現年度分でございます。昨年度対比につきましては、大幅な減額をさせていただいてございますが、これが無償化に伴う延長保育を除く無償化に伴う金額となっております。

続きまして、ジビエ処理加工施設利用活用・有害獣対策負担金などもございます。

続きまして、一番下ですね、住宅使用料でございます。こちらは公的…3番目の公的賃貸住宅使用料、これが籠場住宅における使用料でございます。籠場住宅21戸分に伴う収入でございます。

続きまして、20、21ページになります。上段の2番目、地域優良賃貸住宅使用料、こちらは町屋住宅28戸分に伴う使用料でございます。

続きまして、中段です。寄ロウバイ園使用料でございます。こちらは寄のロウバイ園に伴う入園料、令和5年度の利用実績は約2万人、今年の令和6年度は2万7,000人ということをもとにですね、収入の金額を出してございます。

続きまして、一番下、戸籍住民基本台帳手数料、こちらは各種の手数料ですね、戸籍証明等の手数料に伴う使用料を収入額として見込んでございます。

続きまして、22、23ページ、中段、節、障害者福祉国庫負担金になります。説明欄、障害者自立支援給付費負担金、また障害者自立支援医療費負担金、そして障害児施設給付費等の負担金によるものでございます。こちら法律に基づく給付金となりますので、このような形の記載に、収入になってございます。

続きまして、児童福祉費国庫負担金でございます。保育施設等への給付金で、子どものための教育・保育給付費国庫負担金でございます。

続きまして、その下下ですね、児童手当国庫負担金、こちらは高校生までの児童の養育者、養育者への支払うもので、児童手当の国庫負担金を計上させていただいているものでございます。

続きまして、24、25ページになります。目の総務費国庫補助金、節、個人番号カード交付事業費国庫補助金でございます。説明欄も同様でございます。こちらはマイナンバーカードに伴う補助金となっております。

続きまして、節の企画費国庫補助金でございます。新しい地方経済・生活環境創生交付金、これはいわゆるキャッシュレスに伴うものや、寄の管理センター、またみやまの里のグラウンドに伴うもの、そしてA I オンデマンドバスなどに伴う交付金となっております。

その下の下につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらのほうは新たな財源として、商品券に伴う部分に充当させていただいている補助金でございます。

続きまして、節4、社会保障・税番号制度システム整備補助金でございます。こちらは10分の10の補助金で、番号制度における新たな中間サーバーへの移行費用に伴うものでございます。

続きまして、節の2ですね、子ども・子育て支援国庫交付金でございます。計画に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する経費として3分の1の子ども・子育て支援国庫交付金によるものでございます。

続きまして、その下ですね、節1、土木費国庫補助金でございます。いわゆる社会資本整備総合交付金でございます。道路・橋梁関係につきましては南口の関係、また住宅関連につきましては耐震診断や危険ブロック、また住宅取得などによるものでございます。そして、道路局所管補助金につきましては、橋梁点検などに伴うものでございます。

続きまして、3番、節の3番の保健体育費国庫補助金でございます。こちらは10分の10の補助事業といたしまして、スポーツ振興費補助金、いわゆるスポーツコミッションの運営やスポーツツーリズムに伴うものでございます。

続きまして、26、27ページになります。県支出金になります。まずは民生費負担金、節で障害者福祉費負担金、こちらは国庫と同じ形で、4分の1の補助事業となります。障害自立支援給付費等負担金ほかでございます。

その下の児童福祉費負担金、節でございますが、こちらも子どものための教育・保育給付費負担金、4分の1の補助事業となっております。

続きまして、節の3の保険基盤安定負担金でございます。こちらは国民健康保険保険基盤安定負担金や、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で、いわゆる

低所得者の軽減負担分を公費で補填する部分で、4分の3の補助という形になってございます。

そして、県費のほうの5、児童手当負担金を計上させていただいてございます。

そのずっと下に行きまして、節1、市町村自治基盤強化総合補助金、説明欄も同様になります。こちらは、県の補助金として寄のみやまグラウンドのナイター施設、寄の管理センターの施設、そしてA I オンデマンド、北口の調査委託などで県からの補助金として収入を見込んでいるものでございます。

続きまして、28、29ページになります。目、民生費補助金、節、障害者福祉費補助金でございます。主なものにつきましては、重度障害者医療費補助金、2分の1の補助事業を掲載しております。

続きまして、節4、児童福祉費補助金、こちらの主なものにつきましては、3つ目の小児医療費助成事業補助金、2分の1の補助事業で、0歳から18歳までの補助金になります。

続きまして節5、子ども・子育て支援交付金でございます。こちらも計画に基づく地域子ども・子育て支援事業に要する経費として3分の1の補助事業となります。

続きまして、節の3、水源環境保全・再生施策市町村補助金でございます。こちらも県の補助金、8年度までの計画となっておりますが、こちらも6分の4として、まず生活排水処理施設整備事業費補助金でございます。かながわ環境保全・再生実行5か年計画第4期目に基づきですね、実施されている事業に係る補助金となります。

また、その一番下です。河川・水路自然浄化対策推進事業補助金で、こちら弥勒寺の河土川に伴う調査に伴う補助金となっております。

続きまして、下段のほうになります。節1、土木費補助金、こちらは地籍調査費補助金、4分の3の補助事業でございます。

その下の消防費補助金、こちらは市町村の地域防災力強化事業補助金、こちらのほうにつきましては、4分団の車両購入や5分団の詰所、大型発電機ほか

によるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページになります。目8、教育費補助金、節1、教育総務費補助金でございます。主なものにつきましては、地域学校協働活動推進事業補助金で、これは寺子屋に伴う補助金でございます。3分の1の補助事業となっております。

続いて、項、県委託金、目、総務費委託金、節2、統計調査費委託金でございます。こちらの主なものにつきましては、令和2年から5年が経過し、本年令和7年度におきまして10分の10の補助事業でございますが、国勢調査が行われますので、その交付金となっております。

また、その下の下につきましては、4、選挙費委託金なども今回は参議院議員の議員選挙費委託金を計上させていただいているものでございます。

続きまして、款、財産収入、目、利子割配当金になります。節1、利子及び配当金でございます。説明欄で、主なものについて説明をさせていただきます。こちらは財政調整基金の利子につきましては、県債の部分と通常分合わせて241万8,000円の収入を見込んでございます。

続きまして、32、33ページになります。款、寄附金、項、寄附金で、まずは目1、一般寄附金でございます。こちらは説明欄、ふるさと応援寄附金でございます。こちらは昨年度の補正と…補正を見込みまして、令和6年度補正を見込みまして、その実績に基づいて計上させていただいているものでございます。

また、節1、指定寄附金でございます。こちらはまち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税に伴うもの、その下のふるさと応援寄附金はクラウドファンディング型の寄附金でございます。

続きまして、繰入金になります。説明欄で、まず財政調整基金の繰入れでございます。こちらは新松田駅、小田原市消防の関係に伴う繰入金でございます。などに伴う…ごめんなさい。などに伴う全体の財政状況を踏まえた繰入金でございます。

続きまして、減債基金繰入金でございます。こちらは7年度分として、普通交付税の前倒し分に伴う、ここで繰り入れるものでございます。

続きまして、節１、教育施設整備基金繰入金でございます。こちらにつきましては生涯学習センター等に伴う改修に伴う繰入れを行うものでございます。

続きまして、節１の新松田駅整備事業の繰入金につきましては、新たにここで7年度は8,227万8,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、公共施設等整備基金繰入金、こちらは寄の管理センターとかなん沢・中里集会施設ほかによる繰入金でございます。

続きまして、34、35ページになります。款、諸収入でございます。節につきましては、1、勤労者生活資金貸付預託金元金収入、こちらにつきましては、説明欄同様に事業所に雇用されている方に対し、生活に必要な資金を融資するための預託金でございます。

続きまして、節１、生涯学習センター事業収入でございます。こちらは自主事業に伴う収入を計上させていただいてございます。

続きまして、節の3の市町村振興協会の市町村交付金でございます。こちらはどうですね、宝くじ収益をもって交付されるもので、財政上の合計としましては均てん割で20%、人口割で50%、均等割が50%…ごめんなさい。均等割が30%という形で計上されているものでございます。

続きまして、36、37ページでございます。節、松田町創生拠点施設事業負担金でございます。こちらは町屋のすぽらぽからの負担金でございます。

続きまして、節、地域集会施設等整備工事負担収入でございます。かなん沢・中里集会施設、また湯の沢児童センター改修に伴う収入となつてございます。

続きまして、節、デジタル基盤改革支援補助金でございます。こちらの補助金につきましては、自治体の基幹系の情報システムにつきましては、国が示す基準のですね、適合したシステムに利用形態を移行するため、そちらのほうの10分の10の補助事業として歳入されるものでございます。

続きまして、スポーツ振興くじ助成金でございます。こちらのほうにつきましては、寄のみやまのナイター施設、また各種スポーツ教室ほかですね、によるものでございます。

続きまして、節の寄地域活性化拠点施設事業負担金でございます。こちらは事業運営に係る負担金として、寄中学校の施設の運営に伴う負担金となっております。

その下のコミュニティ助成事業助成金につきましては、大名行列が今年150周年を迎えることから、その助成金を申請し、内諾を頂いているところでございます。

続きまして、町債でございます。節、観光施設整備事業でございます。説明欄、観光スポーツ施設整備事業につきましては、寄のみやまグラウンドナイター施設、スポーツツーリズム推進拠点施設整備事業につきましては、寄の管理センターほかによるものでございます。

その下の防災拠点施設等事業債でございますが、こちらは小田原市消防松田分署土地ほかによるものでございます。

以上、歳入のほうを説明を終わらせていただきます。

参事兼議会議務局長 歳出に入ります。40、41ページをお願いいたします。款・項・目ともに議会費でございます。説明欄、議員及び職員人件費に要する経費は、議員報酬及び手当、事務局の人件費が主なものでございます。議会活動に要する経費は、議会だよりの印刷、議事録作成、タブレット端末にかかる経費が主なものでございます。

参事兼総務課長 続きまして、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、恐れ入ります、次ページ、42ページ、43ページをお願いいたします。説明欄の中段になります。一般管理事務に要する経費、一般事務経費でございます。7、産業医報償につきましては、職員が健康で快適な環境のもとで職務を行えるよう、専門的な立場から指導、助言を行う医師の報償や、あとはその下の弁護士報償につきましては、町民のお困り事などの相談を月1回、専門的な立場から指導、助言を行っていただくような形の報酬でございます。

さらに、そのページの下から3つ目、12、警備委託料でございます。こちらは役場庁舎の夜間の庁舎巡回、電話受付等の業務を行う警備委託料でございます。

次ページ、44、45ページをお願いいたします。説明欄、上から3つ目、13、町例規検索システム使用料でございます。こちらは、町の条例等の制定や改正に伴うシステム等の使用料でございます。

さらにその下、随分下なんですけど、18番、人事給与システム負担金になります。こちらは神奈川県市町村情報システム共同事業組合への人事給与システムの年間利用料に係る負担金でございます。

さらにその下、契約検査事務経費でございます。こちらにつきましては、電子入札のシステムの運営や利用に係る負担金など、契約に伴う事務経費を計上しております。

参事兼政策推進課長 それではですね、目、文書広報費でございます。説明欄で説明をさせていただきます。初めに、広報広聴に要する経費でございます。主なものにつきましては、印刷製本費等、これは「広報まつだ」の作成に伴う経費、またですね、ホームページサーバーの使用料などによるものでございます。そして46、47ページになります。説明欄上段になります。こちらは2年置きにやっている事業で、今年はですね、来年度につきましては70周年記念を兼ねてですね、まつだフォトコンテスト事業を開催させていただきます。

続きまして、財政管理に要する経費。こちらにつきましては、町の財政上の運営システム等に伴うもので、こちらのほうの利子でございますね。先ほど歳入で説明させていただきました財政調整基金の利子、積立金分が記載をされてございます。以上です。

会計管理者兼出納室長 続きまして、目4、会計管理費でございます。説明欄、会計事務に要する経費、こちらは出納業務に係る一般事務経費でございます。主なものといましては、キャッシュレス決済導入に係る経費や公金の振り込に係る手数料などでございます。説明は以上でございます。

参事兼総務課長 目の5、財産管理費です。財産管理費の町有財産管理経費におきましては、12番、中段でございます。町有林整備委託料でございます。こちらのほうにつきましては、7.54ヘクタールの間伐と整備に係る測量4.47ヘクタールを計画しております。その経費のその下ですね、27番、用地取得特別会計繰出金でござ

います。こちらは町屋地区の土地購入に対する借入金返済に充てるものとして、用地取得特別会計への繰出金でございます。

恐れ入ります、次ページ、48ページ、49ページをお願いいたします。庁舎管理経費でございます。中段、12番、庁舎管理法定業務等委託料につきましては、消防設備保守点検など、法で定められた庁舎管理を行う委託や、さらにその項目の下、14、庁舎2階雨漏り修繕工事につきましては、庁舎北側玄関入り口の屋根が経年劣化により雨漏りを行う工事と、さらにその下、庁舎中水用ポンプ交換工事につきましては、ポンプの経年劣化によりまして、庁舎トイレ排水の不具合が起きているため行う交換工事でございます。さらにその下ですね、2つ下の地域集会施設等管理経費でございます。14番、かなん沢・中里地域集会施設改修工事と、その下、湯の沢児童センター改修工事では、公共施設個別設計画に基づきまして、長寿命化施設工事といたしまして、かなん沢・中里地域集会施設においては屋根・外壁塗装を、湯の沢児童センターにおきましては内部改修の改修工事を行うものでございます。

恐れ入ります、次ページ、50ページ、51ページをお願いいたします。目6、住宅管理費でございます。説明欄、町営住宅管理経費の14番、町営住宅解体整地工事では、中河原住宅2体の解体工事を行います。

続きまして、その下、住宅整備事業管理経費では、維持管理運営委託料として、籠場地区町営住宅、町屋地区町営住宅に係ります維持管理費を計上しております。以上です。

参事兼政策推進課長

それでは、目、企画費でございます。説明欄で説明をさせていただきます。

初めに、企画調整事務に要する経費でございます。1つ目の一般事務経費、こちら主なものにつきましては、広域連携等に伴う事業に伴う負担金などによるものでございます。また、総合計画等推進経費につきましては、令和8年度からですね…ごめんなさい、9年度から計画が、新たな計画が始まりますので、先ほどの債務負担行為で御説明させていただいた次期総合計画策定に伴う支援委託料などによるものでございます。

そして、自治体交流事業、こちらは姉妹町の交流事業に伴う様々な事業に伴

う経費でございます。主なものは、横芝光町等に伴うですね、産業まつりの委託料などによるものでございます。

52、53ページをお願いいたします。定住少子化対策事業でございます。引き続きですね、住宅取得の奨励金、2世帯同居等の支援奨励金などを行ってまいりたいと考えてございます。また、件数が増えている空き家改修・解体補助金なども継続してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、ふるさと納税管理経費でございます。こちらにつきましては、主なものは返礼品等発送委託料などによるものでございます。

そしてですね、引き続き移住交流推進事業や男女共同参画推進事業なども継続して行ってまいりたいというふうに考えてございます。

一番下のですね、寄地区定住促進事業でございます。こちらのほうにつきましては、54、55ページわたります。引き続きですね、寄地区の定住促進奨励金を計上してまいりますので、よろしく願いをいたします。

そして、令和7年度におきましては、松田町・寄村合併70周年記念を迎えますので、その記念事業に伴う経費を計上させていただいております。

続きまして、シティプロモーション・おもてなし推進事業でございます。こちらのほうにつきましては、多くの方にですね、町のPR等を進めるに当たる経費でございます。以上でございます。

参事兼総務課長 目8、町政連絡費では、説明欄、行政協力員及び自治会活動に関する、要する経費のうち、一般事務経費では、主なものとしましては、12、全戸配布物ポスティング委託料は、広報等の配布を委託しまして、行政協力員の負担軽減を図るもので、今回は24自治会に配布を予定しております。以上でございます。

参事兼政策推進課長 それではですね、56、57ページ、目、電算管理費でございます。こちらにつきましてはですね、電算管理に要する経費として、まず住民情報システム管理に伴う経費でございます。主なものにつきましては、町村情報システムの組合にですね、新たに今回は自治体情報システムの標準化・共通化、いわゆる国の制度で行うための最適な取組を全国共通のオンラインで結ぶ標準化のクラウド型に移行するための経費が主な増額の要因となってございます。なお、その増

額要因の主なものにつきましては、10分の10の補助事業として、デジタル化の補助金で歳入をされております。

またですね、財務会計端末機器の関係の経費につきましては、町ですね、財政…新たな財務会計システムに変更移行しているため、その負担金でございます。

続きまして、電子自治体推進事業でございます。こちらは第5次ですね、いわゆるL G W A N、総合行政ネットワーク設備等に伴う経費となっております。

その下の庁内L A N関係経費でございます。こちらにつきましては、町ですね、各種サーバー、メールサーバーやファイルサーバーの維持管理、また職員用のP C、パソコンの購入、そして各種回線の維持管理、セキュリティ対策に伴うもので、経費でございます。

その下のデジタル化推進経費でございます。こちらにつきましては、推進委員会の中でですね、新たにいろいろな議論を重ねて、本年度から新たにですね、文字起こしのアプリを導入し、議事録作成支援システム等の使用料を計上しております。以上です。

町 民 課 長 目10、寄出張所費でございます。出張所管理経費として、光熱水費などの施設の維持管理の費用となります。

58、59ページをお願いいたします。主なものといたしまして、説明欄27、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金は、国保診療所事業特別会計で計上しております国保診療所と寄出張所の事業を兼務する職員給与費等のうち、寄出張所の事務相当分を負担するものでございます。以上でございます。

安全防災担当室長 目11、交通防犯安全対策費、説明欄でございますけど、主な部分といたしまして、2つ目のところにあります報酬、こちらのほうです。その下の啓発事業では、ヘルメット購入補助金は継続します。

その2つ下、防犯活動事業の中では、L E Dのリース料や防犯カメラの設置等にかかる費用でございます。以上です。

参事兼政策推進課長 それでは、目の地域交通対策費でございます。説明欄で御説明をさせていた

だきます。

初めに、地域公共交通対策事業でございます。こちらはですね、引き続きになります。乗合バス運行事業補助金、こちらはですね、昨年度予算に対しては平日の便がですね、1便減額したことや、単価の見直し等があったので、ここで減額の予算計上とさせていただいているものでございます。また、バス通学定期券の助成事業の補助金、60、61ページにわたりますが、高齢者いわゆるまちのりパス65の定期券の助成事業などを引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

そして、新モビリティサービス推進事業でございます。こちらにも実証実験に伴うA I オンデマンドバスの実証実験委託料を計上させていただいてございます。以上です。

参事兼総務課長 目13、諸費でございます。説明欄、一部事務組合収益配分金自治会交付金に要する経費としまして、18、南足柄市外五ヶ市町組合配分金ですが、こちらは3年に一度配分金が地元自治会のほうに交付するものでございます。以上でございます。

税 務 課 長 項、徴税費、目、税務総務費は、税務管理事務に要する経費で、主なものといたしましては、節18、負担金補助及び交付金で、地方税共同機構などへの負担金でございます。説明欄の18、負担金の上から4つ目、たばこ自動販売機購入等補助金では、町の安定した財源確保に大きな役割を果たす町たばこ税の確保のため、これまでたばこ自動販売機の購入費用に対し、1台につき1万円、1回限りの補助を実施してまいりました。このたび自動販売機の購入費用だけでなく、改修費用も補助対象とし、併せて補助金の額についても1台につき1万円としていたものを、購入または改修にかかる経費の3分の1、10万円を限度とするよう、補助の内容を拡大する見直しを行う予定です。予算額は令和6年度まで1万円を2台分で2万円の計上しておりましたが、令和7年度分につきましては10万円を2台分で20万円を計上しております。

目、賦課徴収費は、賦課及び徴収に要する経費でございます。事業の3つ目、固定資産評価事業では、最下段、土地鑑定評価業務委託料、次回令和9年度の

評価替えに向けまして、基準日となる令和8年1月1日現在の標準地の鑑定評価を実施するため、増額となっております。

また、次の62、63ページになりますが、上から4つ目、節18、負担金補助及び交付金の空中写真共同入手負担金は、3年ごとに撮影をしております空中写真について、次回の評価替えの基準となる令和8年1月1日時点の状況を撮影するもので、県下16自治体が一括委託することで、経済的かつ効率的に取得できるようになっております。以上です。

町 民 課 長 項・目ともに戸籍住民基本台帳費は、住民票の写しや印鑑証明、戸籍証明書、個人番号カード交付などのための費用となります。

歳出の主なものとしたしましては、一般事務経費では、12委託料の振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託料は、戸籍への振り仮名記載に向けた本籍人への通知書作成業務を委託するもので、全額国庫補助が財源措置されています。

戸籍電算システム管理経費では、12委託料の戸籍電算システム改修委託料につきましては、戸籍への振り仮名職権記載機能の追加や、標準化・共通化に係る改修業務を委託するもので、こちらも全額国庫補助が財源措置されています。以上でございます。

参事兼総務課長 項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費でございます。説明欄、委員会運営に要する経費では、選挙管理委員会委員報酬、委員4名分の報酬や選挙管理委員会委員運営に要する経費でございます。

さらにその下、目2、町長選挙費でございます。町長選挙に要する経費としまして、恐れ入ります、次ページ、64ページ、65ページをお願いいたします。説明欄の18番でございます。町長選挙費用負担金につきましては、選挙に伴う候補者のポスターやビラなどの公費負担分を計上しております。

さらにその下、町長選挙執行経費としまして、3、投開票事務従事者手当につきましては、投・開票に従事する事務従事者手当を計上しております。

目3、参議院選挙費でございます。参議院選挙に要する経費としましては、12、ポスター掲示場製作設置・撤去委託料では、町内62か所のポスター掲示場

の撤去、あと17の事業要備品につきましては、投票用紙交付機や開票所用の机等の購入費を計上しております。以上でございます。

参事兼政策推進課長 それではですね、統計費でございます。66、67ページでございます。こちらのほうにつきましては、統計調査事務に要する経費といたしまして、本年度はですね、基幹型の調整事務について、国勢調査が行われますので、こちらのほうにつきましても10月1日現在、令和7年の10月1日現在を起点に行われるものでございます。こちらについては10分の10の補助事業として行うものでございます。

続きまして、款・項、監査委員費でございます。説明欄につきまして説明をさせていただきます。こちらにつきましては、毎月の例月出納、また決算審査、定期監査、県の研修、現地視察や補助団体の監査などに伴う経費となっております。以上です。

福 祉 課 長 それでは、民生費でございます。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費でございます。ページにして68、69ページをお願いいたします。説明欄、社会福祉業務に要する経費として、上から3つ目の一般事務経費の中では、番号1、民生委員推薦委員会委員報酬につきましては、令和7年11月末をもって民生委員児童委員の任期3年が終了することから、推薦委員会開催に伴う委員報酬6名分を予算計上しております。

次に、健康福祉センターに関する維持管理にかかる経費として、12、健康福祉センター指定管理料のほか、健康福祉センター外壁打診調査委託料、健康福祉センター自家発電機改修工事など予算を計上しております。

この欄の下、18番です。高齢者等移動手段確保助成金では、町内在住の75歳以上の高齢者及び妊産婦者を対象としたA I オンデマンドバス及びタクシーの乗車運賃の一部を助成する経費を計上しております。

続きまして、70ページ、71ページを御覧ください。繰出金に要する経費では、国民健康保険事業及び介護保険事業特別会計に法定割合に基づく繰出金をそれぞれ計上しております。

続きまして、目、老人福祉総務費です。主な事業としましては、説明欄の高

高齢者福祉業務及び医療に要する経費でございます。2つ目の後期高齢者医療運営事業では、後期高齢者医療広域連合への負担をする経費を計上し、その下の町敬老会では、条例に基づく敬老祝金及び敬老会開催に要する経費を計上しております。

2つ飛びまして、シニアクラブ活動推進事業では、シニアクラブの活動の補助として、1つ飛びましてフレイル事業、予防事業では、フレイル予防サポーターの養成、フレイルチェック測定を行い、フレイルと診断された方には介護予防事業につなぐなど、高齢者の健康維持に努めてまいります。

続きまして72、73ページをお願いいたします。目にして障害者福祉費でございます。説明欄の障害児者支援及び給付等に要する経費でございます。2つ目の重度障害者医療費では、障害者手帳をお持ちの方で重度の障害をお持ちの方に対する医療費の自己負担分を助成、次の障害福祉サービス等給付費では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき障害のある方が自宅等で自立した生活を送る上で必要なサービスに対する給付を扶助し、次の地域生活支援事業では地域での生活を支援するため、手話通訳の派遣、公共交通機関の運賃や移動に係る燃料費の助成、施設通所への交通費などを助成しております。次の障害者機能訓練・社会参加支援・啓発事業では、地域で生活をする障害者の相談支援事業、地域との交流や創作活動の場を提供する地域活動支援センター事業などに係る経費を計上しております。

そして、最下段でございます。目4、国民年金費。説明欄の国民年金事務に要する経費では、国民年金事務に要する経費を計上しております。以上でございます。

子育て健康課長 続きまして、項2、児童福祉費でございます。74、75ページを御覧ください。児童福祉費は、乳幼児を育成するための助成や支援についての事業及び児童を養育するための扶助や就労家庭の乳幼児を預かる保育所に対して委託料や補助金の支給を行うなど事業、それから学童保育運営に係る経費を計上しております。

75ページ中段です。目1、児童福祉総務費の主なものですが、説明欄の2つ

目になります。小児医療費助成事業では、0歳から18歳までの子供の医療費を助成し、育成支援と保護者の経済的負担を軽減するための経費でございます。

続きまして、ひとり親家庭等医療費助成事業では、18歳までの児童がいるひとり親家庭を対象に、医療費の一部を助成するための経費でございます。

続いて子育て支援センター・ファミリーサポート事業では、親子の交流する場を提供し、子育ての不安解消を図るために相談に応じる子育て支援センターの運営経費、そしてファミリーサポート事業では、安心して子育てができるよう、地域で子育てを支え合う会員相互活動を運用するための経費を継続してまいります。

続いて、学童保育運営事業では、保護者の就労等により昼間留守家庭の児童の健全な育成と安全確保のため、放課後の保育の実施と児童に英会話など学びの充実を図るための経費でございます。

76、77ページを御覧ください。1つ目の子育て世帯支援事業では、子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、出産育児関連用品購入費に充てるため、子育て支援給付金として、1歳、2歳児に3万円、松田すこやか祝金として新生児に3万円を、それぞれ給付金を支給するものでございます。

続いて、朝の子どもの居場所づくり事業では、令和7年度新規事業といたしまして、小学校始業前に学校等との連携を行い、安全・安心な居場所を提供することにより、家庭における子育てと仕事との両立を支援する環境づくりをするための経費となります。

続きまして、会計年度任用職員給与費では、児童相談員、学童保育指導員等に係る会計年度任用職員の人件費となります。

続いて、目2、児童措置費になります。主なものといたしましては、1つ目の保育所運営事業では、保育所の運営に係る経費として、国・県の制度に基づき補助をするための経費でございます。

その下の児童手当事業につきましては、子育て世帯への支援として、18歳までの児童を養育している方に対して、児童手当を給付するための経費でございます。

小規模保育事業では、0歳から2歳児を対象に、保育の充実及び待機児童問題を解消するための小規模保育所の維持管理経費に係る経費でございます。

78、79ページを御覧ください。最上段になります。物価高騰支援事業になります。保育所等の給食費に対する補助といたしまして、保育施設給食費支援事業補助金でございます。

その下のですね、項3、災害救助費、目1、災害救助費でございます。災害救援事業では、災害時における被災者への災害救助費といたしまして予算を計上してございます。

続きまして、款4、衛生費、項1、保健衛生費でございます。この保健衛生費は、医師会など関係団体への負担金、庁用車の管理経費、そして乳幼児から後期高齢者までの健康関連事業等の経費を計上してございます。

目1、保健衛生総務費の主なものですが、中段になります。1つ目の職員給与費では、職員の給料及び職員手当等に係る人件費といたしまして経費を計上してございます。

続いて、80、81ページを御覧ください。中段より少し上になります、2つ目の会計年度任用職員給与費では、健康福祉センター内の未病センター利用者相談対応職員の人件費を計上してございます。

中段になります。目2、予防費。予防費の主なものでございます。1つ目の母子保健事業では、母子保健法に基づいた健康診査、健康教育、健康相談等に係る経費となります。このうち、令和7年度新規事業といたしまして、1か月健診及び5歳児健診、そして医療相談システム導入に伴う事業委託料、そして利用料等を計上してございます。

中段より少し下になります。感染症予防事業では、予防接種法に基づいた感染症予防のための定期予防接種等の事業といたしまして、個別接種委託料…個別予防接種委託料、新型コロナワクチンの定期接種や、令和7年度より带状疱疹ワクチンの定期接種化に伴う経費を計上してございます。

81ページから83ページにわたりますが、最下段になります。健康増進事業につきましては、健康増進法に基づいた健康診査、健康教育、健康相談、がん検

診などの事業実施に係る経費となります。

恐れ入ります、83ページお願いいたします。2つ目の後期高齢者保健事業では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査事業、保健指導事業、健康受診率向上事業に係る経費でございます。

妊婦のための支援事業では、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない伴走型の相談支援事業を行うとともに、妊娠時に妊婦1人につき5万円、妊娠した子供1人につき5万円を支給する経費を計上してございます。

その下、会計年度任用職員給与費では、令和7年度より子ども家庭センター開設に伴い、センター内の母子保健コーディネーターの人件費を計上してございます。

説明は以上でございます。

議 長 暫時休憩いたします。10時20分より再開いたします。 (10時06分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (10時20分)

引き続き議案第18号令和7年度松田町一般会計予算の細部説明を行います。

環境上下水道課長 目の3、環境対策費でございます。84、85ページをお願いします。鳥獣防除対策事業につきましては、鳥獣被害対策実施隊員70名分の報酬、出勤手当や有害鳥獣の被害対策を目的とした捕獲・駆除活動、クマやヤマビルの対策に係る経費でございます。

小田原市斎場事務等に要する経費につきましては、斎場の運営に係る事務委託経費でございます。

再生可能エネルギー利用促進事業につきましては、地球温暖化の防止を目的とした再生可能エネルギーの利用及び省エネの推進に係る経費でございます。

ジビエ処理加工施設運営事業につきましては、足柄上5町で連携した足柄ジビエ工場の運営に係る経費でございます。

86、87ページをお願いします。項、清掃費、目、塵芥処理費でございます。

1の事務経費、一般事務経費につきましては、廃棄物収集に係る事務経費で、足柄東部清掃組合の運営や廃棄物処理に係る経費や、一番下の足柄上衛生組合

負担金（ごみ処理広域化）は、足柄上地区1市5町の廃棄物処理の広域化に向けた検討及び調整に係る事務局職員の人件費及び事業費に対する負担金等でございます。

ごみ減量推進事業につきましては、廃棄物の減量及び再資源化の促進に係る経費でございます。

廃棄物収集運搬委託事業につきましては、町内で排出される廃棄物の収集、運搬業務委託に関する経費でございます。

目の2、し尿処理費について、下から3段目の合併処理浄化槽整備費補助金につきましては、河川等の水質向上を図るため、寄地区における単独浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への整備促進に係る経費でございます。

最下段、足柄上衛生組合負担金（足柄衛生センター）につきましては、足柄上地区1市5町で構成する足柄上衛生組合のし尿処理施設の運営に係る費用の負担でございます。以上でございます。

観光経済課長 88ページ、89ページをお願いします。5、農林水産業費になります。目1、農業委員会費でございます。農業委員会における農地法に基づく許認可等に関する事務及び農地等の利用の最適化に関する活動のための経費でございます。主な支出につきましては、農業委員8名分の報償です。

中段の2、農業総務費です。職員給与費としまして、商工農林係、観光推進係職員の人件費が主なものでございます。

次に3、農業振興費です。一般事務経費といたしまして、次のページ、90ページ、91ページをお願いします。農業振興に関する事務経費です。農地保全や農業振興を目的に、各種支援制度を継続して展開していきます。令和7年度は農業資材購入支援補助金と、耕作放棄地再生補助金を新設いたしました。

同じページ、中段、自然休養村管理費です。寄自然休養村管理センターほか施設の維持管理に要する経費でございます。また、寄ロウバイまつり等を開催し、寄地区に観光客を迎え入れることにより、交流人口を増加させるなど、地域の活性化を図るための経費でございます。

92、93ページをお願いいたします。上段のふれあい農園体験施設管理に要す

る経費ですが、令和7年度は寄七つ星ドッグラン受付棟を改築するものでございます。

同じページ、目2、林業費です。主な支出といたしましては、水源の森林づくり事業につきましては、神奈川県が指定した水源の森林エリアにおける民有林の森林整備に対し、活力ある森林づくりを進めるものでございます。間伐・除伐を行ったものに対しまして、補助を行う経費でございます。

その下の地域水源林整備事業につきましては、地域水源林エリアにおいて必要に応じて町が主体的に取り組む水源林の確保整備事業経費でございます。

次に、同じページの下段、目2、林道費です。施設管理経費では、12、委託料で、町が管理する林道ののり面草刈り委託料、年2回実施及び林道等側溝清掃を年1回実施する経費でございます。

次に下段、商工費、商工総務費でございます。次のページ、94、95ページをお願いいたします。中段から少し上、商工振興対策事業です。町内の商工業の発展を目的とした町商工振興会の活動に対する補助支援や、新規出店者等に対する店舗リノベーション補助支援、また観光振興及び地域の活性化を目的として、松田ブランド認定を目指す特産品の開発及び販売等の情報発信を促進する事業などが主な支出でございます。

同じページの下段、物価高騰支援事業です。商工振興商品券発行事業補助金です。商工振興及び生活支援の両面による物価高騰対策を目的に、地域経済の底上げと好循環を促すため、町商工振興会が実施するプレミアム商品券の発行を支援するものでございます。プレミアム率20%、発行総額8,400万円で予定させていただきました。

次のページ、96、97ページをお願いいたします。目2、観光費です。主な支出につきましては、中段から少し上の観光宣伝事業費でございます。町観光協会の運営事業費の補助や、足柄花火大会などの広域的な連携による観光事業への負担金などの経費でございます。

次のページ、98、99ページをお願いします。上段の観光スポーツ施設整備事業です。寄みやまグラウンドの環境整備のため、ナイター照明のLED化6基

を実施する経費でございます。また、備品購入費では、バスケットゴールを購入する経費でございます。

その下の地方創生推進に要する経費、スポーツツーリズム推進拠点整備事業です。スポーツツーリズム推進のため、寄自然休養村管理センターをリニューアルし、併せて周辺整備の受入れ環境、駐車場、トイレ、フェンスなどの整備と、誘客活動を実施する経費でございます。

同じページの中段、目2、公園管理費です。公園管理事務経費につきましては、町内の公園の適切な管理に係る経費や、公園の利用を促進するための整備を実施するための経費でございます。

その下の西平畑公園管理費です。主な支出につきましては、公園施設の受入れ環境のため、給水ポンプの改修、ふるさと鉄道車両の改修を実施する経費でございます。

同じページの最下段、ハーブガーデン管理費につきましては、次のページ、100、101ページをお願いします。主な支出につきましては、ハーブ館屋上防水工事を実施するための経費でございます。

同じページの上段、子どもの館管理運営費の主な支出につきましては、子どもの館屋根改修工事を実施する経費でございます。

次のページ、102、103ページをお願いします。児童遊園地管理経費につきましては、民間の開発行為などで整備された町管理による児童遊園地の維持管理に係る経費でございます。説明は以上になります。

まちづくり課長 続きまして、今お開きいただいている102、103ページ、款7、土木費でございます。予算説明資料、参考資料2のほうでは27ページからとなっております。それでは、項1、土木管理費、目1、土木総務費、説明欄におきまして、職員人件費に要する経費のほか、土木総務全般に要する経費のうち、一般事務経費におきましては道路法に基づく町道の管理を適正に行うため、道路台帳補正業務委託料を計上しております。

また、その下の地籍調査事業におきましては、継続して推進しておるものがございますが、令和7年度は谷戸・谷津地区の測量等を実施いたします。

おめくりいただきまして、104、105ページとなります。項2、道路橋梁費、目1、道路橋梁総務費の主なものといたしましては、説明欄、道路橋梁事務に要する経費として、道路照明灯や町道5号線可動橋ポンプ室の電気料などを計上しております。

続きまして、目2、道路維持費でございます。一般事務経費としましては、町道の小規模な補修費、町道の緑地のり面の草刈り委託などを計上してございます。

その下、道路補修事業といたしましては、認定町道以外の生活道路の補修、道路安全施設の設置、町道の舗装、維持補修、路面標示の設置及び災害時に対応するための復旧工事費のほか、箇所的な工事といたしましては、寄11号線舗装工事、虫沢地区でございます。寄6号線舗装工事、宇津茂地区でございます。寄13号線ほか舗装工事、湯の沢地区等を計上してございます。工事予定箇所については、参考資料1のほうの説明資料で、16から23ページですね、こちらのほうに平面図及び標準横断図を記載しております。後ほど御高覧いただければと思います。

おめくりいただきまして、106、107ページでございます。目の3、道路新設改良費です。説明欄で、道路新設改良整備事業として、事務的には整備に伴い必要となる調査費、用地買収費、物件損失補償費等を計上しております。改良箇所といたしましては、寄15号線、弥勒寺地区、10-1号線、谷戸・谷津地区、2-1号線、河南沢地区、31号線、かなん沢・中里地区におきまして、拡幅や改良等を実施いたします。先ほどの参考資料のほうでは24ページから31ページのほうでございます。

続きまして、目の4、橋梁維持費でございます。説明欄、橋梁長寿命化事業として、5年ごとに実施が義務づけられている法定点検を今年は、令和7年度は町屋地区で実施するとともにですね、令和6年度に法定点検、毎年度やっておるものですが、十文字橋については令和7年度においてさらに詳細な調査を行うこととしております。また、こうしたこの法定点検を計画的・効率的に実施するための橋梁長寿命化計画については、所要の見直しを図るため、更新に

要する委託料を計上しております。

項3、河川費、目1、河川総務費におきましては、河川・水路自然浄化対策推進事業は、生態系に配慮した河川・水路の整備及び効果の検証に係る事業で、県の水源環境税を活用した整備を実施いたします。令和7年度は、寄の河土川において令和6年度に施工した箇所より上流部の護岸整備を引き続き行うものでございます。

続きまして、項の4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、一般事務経費として、都市計画決定等について御審議をいただく都市計画審議会委員の報酬ほか、駅周辺整備事業と連動して定める用途地域の変更に係る都市計画決定の支援業務委託を予定してございます。

おめくりいただきまして、108、109ページでございます。説明欄、18節で負担金補助及び交付金におきましては、木造住宅耐震化対策推進のため、耐震診断、改修工事、危険ブロック撤去、耐震ベッド設置等の減災に向けた補助金を計上してございます。

その下、新松田駅周辺整備事業となります。新松田駅北口再開発支援及び設計業務委託料では、再開発準備組合の活動支援を継続し、都市計画決定に向けて基本計画の策定及び関連図書の作成等をいたします。

この下のほうに計上しております建物・工作物調査委託料から物件損失補償費までの予算につきましては、現在都市計画決定に向けて推進中の再開発事業の検討過程において、事業区域の成形化を図るため、小田急電鉄さんの施設移転を、施設一部移転をですね、前提とした代替地の取得等に要する経費となっております。また、同事業の推進に備え、基金の積立てについては、令和7年度末において約10億円の積立て残高を予定しているところでございます。

続いて、目2、都市整備事業費におきましては、新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線でございます。に要する経費となります。主に建物・工作物の調査、土地鑑定調査に加えて、南口エレベーターの検討しておった設置予定箇所の変更、これに係る設計委託を計上しております。令和7年度においては、例年なかなか執行が厳しい状況にありました用地買収、また物件損失補償費は

計上しておりませんが、同整備事業では計画区域の用地をしっかりと取得して、完成を目指す方針に変更はございませんので、粘り強く交渉は継続してまいります。

目の3、都市排水路です。施設管理経費としては、店屋場地内の都市排水路の適切な流路を確保するため、その一部を補修いたします。参考資料の工事予定のほうでは、34、35ページでございます。

続いて項の5、住宅費です。目1、住宅建設費については、家屋購入費及び町営住宅基金積立てとして計上しております。以上です。

安全防災担当室長 款8、消防費、項1、消防費、次のページをおめくりください。目1、常備消防費。12、土壌調査委託料、16、用地買収費、21、物件損失補償費、これらは松田分署再整備に係る費用であります。

続きまして、目2、非常備消防費。中段にあります10、消耗費、この中に高視認性レインウェア、隊員分の雨衣が含まれております。

目3、消防施設費。17、下のほうにあります消防団第4分団消防車購入費のところで、3.5未満のポンプ車を購入を予定しています。

次のページをおめくりください。112、113ページ、説明欄の14、消防団第5分団詰所施設整備工事、こちらのほうは長寿命化、屋根・壁の塗装コーキング等を実施します。

目、災害対策費。中段にあります耐震性、14、耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕工事は、役場にある耐震性貯水槽の緊急遮断弁を交換いたします。

その下にあります防災資機材等整備事業の14ですけれども、非常用大型発電機整備は、寄小学校体育館、避難所としての発電機を設置いたします。

その下、防災無線管理事業の中の14、全国瞬時警報システム機材交換工事は、現在のJアラートの機材を新しく交換いたします。以上です。

教 育 課 長 それでは、引き続き予算書112、113ページをお願いいたします。別添予算説明資料は30ページからでございます。款の9、教育費、令和7年度の予算額は6億1,297万8,000円、令和6年度比較で4,895万円、率にして7.4%の減でございます。減額の主な要因といたしましては、松田中学校の太陽光設備工事のほ

か、寄小学校の耐力度調査及び設計委託などの施設整備に関するものが主な理由であり、一方で給食費の無償化に要する経費、また中学校の英語教育を充実させるためのオンライン英会話教室の実施、保護者の利便性を高めるための連絡用ツールの導入経費、また生涯学習センター改修経費などを新たに計上し、その差引としての予算の減でございます。

それでは、説明欄に沿って御説明をいたします。次のページ、114、115ページをお願いいたします。項の1、教育総務費、目の1、教育委員会費でございます。教育委員会制度を運営するための経費を計上し、教育委員報酬が主なものでございます。

その下、目の2、事務局費では、事務局職員、幼稚園教諭の給与のほか、次のページ、116、117ページにまたがりませんが、会計年度任用職員給与費として、外国語指導助手いわゆるALTや、バスの運転手の人件費などを計上しております。

引き続き116、117ページ上段、幼稚園、学校教育活動全般に要する経費では、学校運営に係る各経費のほか、中段の17、施設用備品では、松田小学校に松田産の木材を使った学習機の購入を計上しております。

節18、負担金補助及び交付金のうち、従来より行っております給食費の保護者負担軽減措置補助金として、小・中学生には1人当たり月額950円を、幼稚園には200円の補助分を計上してございます。

その下、19、扶助費の施設等利用給付費につきましては、町内在住で子ども・子育て支援制度へ移行していない私立幼稚園に通う園児の保護者に対し、一定の補助限度額を設け、交付するものでございます。

その下、19、私立幼稚園等教育給付費につきましては、町内在住で子ども・子育て支援制度へ移行した私立幼稚園に対し、認定こども園保育料を交付するものでございます。

続きまして、118、119ページをお願いいたします。事業名、教育支援センター事業、昨年度までは適応指導教室事業の名称を使用していたものですが、名称が変更となりました。登校が困難な児童・生徒の居場所づくりのための経費

として支出するものでございます。

その下の事業名、英語教育推進事業では、12、委託料として、外国語指導助手派遣支援委託料のほか、令和7年度の新たな取組として、中学生を対象としたオンライン英会話教育事業委託料を計上し、英語教育の推進を図ってまいります。

中段、事業名、教育施設電算管理経費では、小・中学校で利用する校務支援システムなどの保守委託に要する経費のほか、保護者が学校と双方向の情報共有が図れるよう、連絡ツールの導入経費を新たに計上いたしました。

事業名、学校ICT推進事業では、ICT活用促進事業委託として、ICT支援員を各学校に派遣する経費のほか、新規事業として子供たちが日常的にインターネット上をはじめとする膨大な情報に触れる中で、新しい知識とモラルを身につけ、情報化社会に潜む危険などから自らを守れる能力を養えるよう、情報モラル教育委託料を計上してございます。

続きまして、事業名、コミュニティ・スクール事業につきましては、学校運営協議会委員の報酬など運営等に関する経費を計上し、事業名、物価高騰支援事業では、前ページで説明いたしました給食費の保護者負担軽減措置補助金に加えて、物価高騰対策として給食費保護者負担分の小・中学校児童・生徒の月額分を全額、幼稚園につきましては月額1,100円をプラスとして、従来の補助と合わせて1,300円をそれぞれ支援するものでございます。

一番下の事業名、幼児期の育成環境の在り方に関する経費につきましては、昨今の少子化や幼児教育・保育の無償化といった要因によりまして、松田町の子供たちの育ちを支える環境に変化が生じていることから、子供たちの育成環境の在り方を総合的に検討する経費を計上しております。

続きまして、120ページ、121ページをお願いいたします。項の2、小学校費、目の1、寄小学校費でございます。予算減の理由といたしましては、施設整備事業として耐力度調査、改修設計、屋内運動場防球ネット設置工事などを計上しておりましたが、それが終了したものが主な理由でございます。

そのほかは主に学校の管理運営に関する経費を計上しております。

124、125ページをお願いいたします。目の2、松田小学校費でございます。寄小学校同様、管理的・義務的経費の支出を行うほか、プール管理であったり就学援助、給食の提供に関する経費を計上しております。

126、127ページをお願いいたします。項の3、中学校費、目の1、松田中学校費でございます。昨年度より減の理由といたしましては、施設整備に要する経費として、太陽光設備の経費が工事終了より減となったためでございます。小学校同様、管理的・義務的経費の支出を行うほか、プール管理、就学援助、給食の提供に関する経費、またスクールバスの運行に関する経費を計上しております。

130ページ、131ページをお願いいたします。中段になります。項の4、幼稚園費、目の1、松田幼稚園費でございます。小・中学校同様に、管理的・義務的経費の支出を行うほか、預かり保育に関する経費、また給食提供に要する経費を計上しております。

132、133ページをお願いいたします。目の2、寄幼稚園費でございます。こちら松田幼稚園と同様の支出項目でございますが、おめくりいただき、134、135ページをお願いいたします。事業名、施設整備事業として、寄幼稚園園舎横手側から運動場におりるスロープの部分の改修工事のための経費を計上しております。

続きまして、項の5、社会教育費でございます。事業名、社会教育事務全般に要する経費では、教育委員の報酬のほか、中段になります18、負担金補助及び交付金におきまして、小・中・高生を対象に、文化・芸術・スポーツなど各分野において活躍することが期待される生徒の支援のため、未来トップランナー育成応援助成金を、また町内の小学生が所属するスポーツ団体・文化団体を対象に、育成及び振興を目的としたスーパーキッズ育成団体助成金を計上し、引き続き未来を担う人材育成に取り組んでまいります。

また、その下です。2025年大阪関西万博のテーマである命輝く未来社会のデザインを冠しました子供たちの入場料を補助する事業の経費も計上してございます。

その下、事業名、放課後子ども教室事業では、国・県補助金を利用しまして、ボランティアの方の協力のもと、放課後に小学校の子供たちに安全・安心な活動拠点、いわゆる居場所を設け、体験活動などを行う予定でございます。

最下段、地域学校協働活動推進事業、いわゆる寺子屋まっだの事業でございます。こちら地域の方の協力によりまして、子供の居場所づくりとして、土曜、日曜、また休日に様々なプログラムを実施し、子供たちにとってより豊かな体験や学習活動ができるよう支援をするための事業経費でございます。

1枚おめくりいただきまして、136、137ページをお願いいたします。中段になります事業名、松田町・寄村合併70周年記念全国松田サミット開催に要する経費につきましては、令和7年に迎えます松田町・寄村合併70周年記念事業として、全国松田サミットを開催するための経費を計上してございます。

続きまして、同じページの目の2、青少年教育費でございます。中学生交流洋上体験研修や、青少年キャンプへの参加経費のほか、青少年教育推進事業では青少年問題協議会委員及び青少年指導員の報酬を計上してございます。

1枚おめくりいただきまして、138、139ページをお願いいたします。目の3、図書館費になります。図書館運営及び維持管理に必要なシステム使用料や、受付事務等に從事していただく方の人件費などを計上してございます。

続きまして、目の4、文化財費でございます。文化財保護委員の報酬のほか、民俗芸能伝承教室の開催経費や寄祭りばやし保存会、大名行列保存会への補助金などの経費を計上してございます。

続きまして、目の5、生涯学習センター管理費でございます。生涯学習センターの予算では、事務機器の使用料など窓口事務に係る一般事務経費と施設の維持管理経費として、光熱水費や法定の設備機器点検委託、自主事業に関する経費などが主なものでございます。

140、141ページをお願いいたします。中段、事業名、14ですね、工事請負費の生涯学習センターの設備改修工事につきましては、電源引込線の更新と、その下、屋上防水工事を実施をいたす予定でございます。

事業名、自主事業経費では、サンリオキャラクターによるミュージカルの開

催を予定しております。

続きまして、項の6、保健体育費、目の1、保健体育総務費でございます。こちら予算増の理由といたしましては、スポーツツーリズム事業が令和6年度には観光振興費にあった項目の科目移動によるものでございます。スポーツ振興推進事業として、事業名、スポーツ推進事業として、142、143ページお願いいたします。一番上段でございます。スポーツ推進委員の報酬のほか、町民スポーツ大会の開催委託料やスポーツ協会補助金を計上してございます。

続きまして、事業名、地域スポーツ活動推進事業では、町民を対象としたスポーツ教室の開催などを実施いたします。

続きまして、事業名、スポーツツーリズム推進事業では、スポーツ資源を観光資源化するための取組などを進めてまいる予定でございます。

その下、事業名、体育施設管理に要する経費では、12の委託料として、酒匂川町民親水広場等の維持管理経費に必要な経費を計上してございます。教育費の説明は以上となります。

参事兼政策推進課長

それでは、144、145ページになります。款・項、公債費でございます。節22、償還金利子及び割引料でございます。こちらにつきましては、説明欄、元金でございます。元金につきましては、令和6年度においては138本、令和7年度の予定については141本を予定しております。主にですね、金額としては約3,500万円ほどの増となる見込みでございます。

続きまして、説明欄の利子でございます。こちらにつきましては、令和6年度161本、7年度につきましては162本を予定し、財源的には400万円の減を予定しております。

続きまして、款、諸支出金でございます。節18、負担金補助及び交付金、こちらにつきましてはですね、地方公営企業法に基づくもので、その支出に伴う支出金によるものでございます。主なものは、寄簡易水道事業会計負担金法定分や、節20番の下水道事業の貸付金、この貸付金につきましてもですね、法定に基づく企業会計法の法に基づくものでございます。

そしてですね、下水道事業会計の支出金でございます。こちらにつきましては

も、法定分の負担金や企業会計法17条第3項、3号に当たる補助金、この補助金につきましてはですね、一般会計のほうで支出するものとして扱われる計画策定が今回行われますので、その計画の補助として一般会計から支出する補助金となるものでございます。

続きまして、款・項・目、予備費でございます。予備費につきましては、前年度対比で200万円の減になってございます。

続きまして、147ページに令和7年度投資的事業の概要を掲載させていただいてございます。

148、149ページに節別集計表でございます。一番右の欄でございます。対比ですね、比較、6年度の比較を掲載させていただき、主な増減につきましては、委託料1億1,300というものがございます。こちらの主なものにつきましては、ふるさと納税の給付に伴う委託料の増額、そしてですね、工事請負費につきましてはですね、自然休養村管理センターほかに伴う増額を対比として比較してございます。

そしてですね、負担金補助及び交付金につきましてはですね、システム改修等に伴う負担金、組合への負担金の増額によるものでございます。

そして、積立金におきましては、駅周辺整備事業に伴う基金の積立てというものが主な要因となってございます。

続きまして、150ページから165ページまでにつきましては、給与費の明細書を添付させていただいてございます。

そして166ページから167ページ、168ページにわたりまして、債務負担行為による調書を掲載をさせていただいております。

169ページにはですね、地方債に関する調書を添付させていただいてございます。

170ページからは町ですね、公債費の元利償還金の内訳でございます。ページにわたりですね、185ページまでになってございます。この185ページの元金、利子の一番下の合計につきましては、歳出、先ほどの145ページの説明欄の金額と同額となっております。

そしてですね、一番の最終ページ、430ページに各会計歳入歳出予算一覧表
ということに掲載をさせていただきました。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

議長 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

8 番 田 代 質問については例年ですとここでは大きい質問、政策的な質問と、それで詳細については予算審査特別委員会に委ねると、そういう考えだと思うんですけども、私、初めに担当課長に詳細質問させていただいて、それに基づいて町長に政策的な質問をさせていただきたいと思うんですけど、そのような方法で質問してよろしいでしょうか。

議長 長 はい。

8 番 田 代 よろしいですね。では、今、議長から許可が頂きましたので、初めに、今の説明で分からなかったことを担当課長に詳細質問させていただいて、それをもとに町長に政策についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ページにつきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。款・項、衛生費負担金、355万5,000円の場所です。内訳として、説明欄、ジビエ処理加工施設運営費負担金189万6,000円、下段、ジビエ処理加工施設利活用有害獣対策負担金165万9,000円。このことについて、まず上段が、これはその後に出てくるジビエ処理施設の運営費に充てる費用かなと、ジビエ処理加工施設運営費負担金、松田町に開設しました加工所の運営費負担金、多分これは4町だと思います。それと、その下の段、加工施設利活用、有害獣対策費負担金165万9,000円。これは松田町の一般会計で建設するときにお出しした費用を、それなりの案分で、上郡4町から頂いている額と、このように考えておりますが、それでよろしいかどうか。それが1点目です。

次のページをお願いいたします。21ページ、4段目になります。鳥獣被害対策施設使用料73万1,000円、これについてジビエ処理加工施設使用料ということで、たしか取り決めで猟友会の方がジビエ加工施設でシカないしイノシシを加工する場合に、1頭当たり3,000円を取っていると思います。それで、これ

を割り返すと243頭ぐらいになるんですけれども、その額でよろしいのかと。
それがまず1点目です。

次に、次の内容が、84、85ページをお願いいたします。環境対策費ですね、
款項は。これの一番下の段、ジビエ処理加工施設運営事業310万です。ここで
お伺いしたいのは、この310万の運営費に対して、先ほどの19ページは4町の
負担金だと思います。松田町分を含めて、運営費に対する負担金が幾ら見てい
るか。それと、これに73万1,000円が解体の費用で入るから、それを加えた額
が、恐らく運営費の財源に充当されると思います。そのような考えでよろしい
かどうか。これをまず担当課長、お願いいたします。

観 光 経 済 課 長 まず、歳入の19ページでございます。ジビエの関係が2つあるんですが、上
段の運営費に対しましては、議員さんの質問のとおり、3町…松田町を含めて
5町の運営費でございます。これは光熱水費等の運営費用から先ほどありました
使用料73万1,000円を減じまして、それを均等割3割、施設利用割7割を案
分して負担をいただいております。（「5町。189万6,000円は。」
の声あり）4町です。（「4町。それに松田を加えると幾らかという質問なん
です。」の声あり）松田を加えますと、278万3,000円です。（「松田が幾らな
の。」の声あり）88万7,000円でございます。

次の、その下のジビエ処理加工施設の対策の負担金でございますが、こちら
も議員さんのおっしゃるとおり、建設費用の相当分でございます。こちらも…
こちらは中井町を除きまして、4町から御負担をいただいております。建設費
からJAかながわ西湘が負担した残りの5分の4を均等割3割と利用実績割7
割に案分して負担をいただいております。（「いいよ、それで。」
の声あり）

2点目の31ページ…21か。21ページの73万1,000円につきましては、各町の
覚書で決まっております。松田町、大井町、山北町は単価3,000円というこ
とで、168頭分を見ております。50万4,000円です。中井町は1万6,000円を、
5頭を見ております。8万円でございます。足柄上郡以外が単価が2万1,000
円で7頭見ております。（「全部で何頭。」の声あり）合計180頭で、73万1,0

00円です。

次の質問の85ページ、これに対しまして、歳入…あ、支出ですね。310万円に対しまして、これを5町…4町に御負担をいただいております。松田町を含めて5町でございます。

8 番 田 代 再確認です。先ほどの話で、ジビエ処理加工施設運営負担金ということで、189万6,000円に松田の分を加えて、278万3,000円ですよ。それとあと73万1,000円が使用料で入ると。そうしますと、合計が351万4,000円。これでよろしいですね。（「はい。」の声あり）はい、ありがとうございます。

それでは、詳細質問は終わりにしまして、ここからは町長にお尋ねいたします。一昨年の令和5年3月にジビエ加工施設が完成して、半年間の加工研修、いろいろなことを行った後に、10月から昨年の3月まで嘱託員を雇用して試行で行われてきました。昨年6月の…昨年6年の4月からは前年の半年間の試行をもとに、本格稼働ということでスタートしてると、このように認識しております。私の家の近くなので、見ていると、かなり軽トラックが搬入して利用されてるように見えております。あと一方で、表で見る限りでは、松田の場合は産業まつり、桜まつり、そういった場所で鹿肉を串焼きにして販売を行って、非常に好評だと。ほかの町でも産業まつりだとかそういうことで販売したりだとか、あとは飲食店または直売によって、徐々に販路もできつつあると思います。

このような背景をもとに、町長にお尋ねします。ジビエ加工施設が開設されてから、ある程度軌道に乗るまでは、私は加工所の運営に対して行政の支援が必要だと、このように考えております。町長として、これからの運営、これについてどう考えているのか。要は、極端に言うと、5町の負担金で278万3,000円あるわけですよ。これはどちらかというと、依存財源的なものなのかなと。73万1,000円、これは自主財源ですよ。実際に運び出して稼ぐ。そうすると、それで351万4,000円いってるんで、310万の事業費に対して、ざっくり73万1,000円はもう稼げてるんですよ。あとは赤字分を、ある程度行政のほうで負担してるというふうな解釈なんですけれども、今後の運営について町長はど

のように考えられるでしょうか。よろしくお願いします。

町長 御質問にお答えいたします。おっしゃられるとおりにですね、少しずつ少しずつではあるんですけども、収入が得られるような事業になってきているということで、まだまだ足りない分は行政にちょっと頼っているというような状況であります。やっぱり当初の目的としては、ちょっと不可能な部分も一部あるような思惑もあるにしても、この事業は発展的に伸びていく事業じゃないかというふうに思っていますので、そこに行き着くまではやっぱりどうしても行政が支援をしていくというスタンスは今後も変わりはないですし、どんどんですね、もっと多く持ってきてもらって、外に出せるような施設に我々ももっとPRしながらやっていかなきゃいけないかなと思ってます。ここのところ、いろいろ状況を聞いてみますと、1日大体4頭ずつぐらい本当は処理加工できる何ですかね、箱といいましょうか、施設をつくっているんですけど、そこまでちょっと回転数が回ってないというふうな状況であるというふうに聞いています。ある一部の方は、本当に逆に歩留りをよくするために、丁寧にやられるがために、結構一日中そこにいらっしゃるとかという。それで3,000円ということになると、少しちょっと我々運営の方法を見直さなきゃいけないかなというふうなこともありますので、その辺りは現状をよく把握しながらですね、利用者の方々が利用しやすいような環境をつくって、これからほんと自走ができるまではですね、行政が支援していくというふうなことについては、比較的5町の首長さんたちも了解されていますので、その格好で支援しながら、伸びていく事業をしっかりと支えたいというふうに考えております。以上です。

8 番 田 代 今、町長からお答えいただいた1頭3,000円、確かに話に聞くと、早い人は1日かけないで、半日以内ぐらいで済ませていくと。手のかかる人は1日行っていると。その辺で、逆に時間単位、1つについては時間単位でもいいのかなと。民間でやってることを考えると、あの施設を造ったイニシャルコスト、たしか4,000万ぐらいだと思うんですよ。それは行政のやることだから、その使用料、減価償却費分は取らなくても実際の運営費はやはり受益者負担で私は取るべきだなと考えています。そのようなことから、まずその時間によってどうなのか

と。もう少し時間を細分化して、たくさんそこで使う人は、電気も使うんですよ。クーラー、すごいＲＣの建物ですから効いて、夏なんて快適だと思うんですよ。ところが、電気料はすごい今かかってます。それで１人の人が１頭やるのに１日かけて３,０００円、電気料だけでそれだけいっちゃうんじゃないかなと。そういった中で、まず１つは、ある程度この１頭３,０００円も少し見直していいのかなという、すごい大きいのも、大きい重量のシカ、イノシシもあれば、小さめのものがあります。やっぱりそういった重量的に考えていいのかなと。

それと、あともう一つが、今お話ししたように、時間ですよ。あまり細かい時間の範囲ではなくてもいいんですけど、通常の猟師の方がさばく時間を一つの基準にして、料金を見直ししていくと。この辺については町長、いかがでしょうか。

町長 今御提案をいただいた内容については、精査していく価値があるというふうに思っていますので、今後現状の内容について一番知っている、今、管理をさせていただいている方々とかとよくお話をしてですね、こういう提案があったので、どうだというふうに検討してまいりたいというふうに考えています。以上です。

８ 番 田 代 先ほどお話ししたように、２年が過ぎました。完成して２年が過ぎました。ここで３年目が一つの本格稼働の入り口かなというふうに考えております。今年がそういう面ではいろいろチェックして情報交換して、どういう運営がベストかと、そういう将来のあるべき姿を固める年度だと私は考えているんですけども、町長、その辺はいかがでしょうか。

町長 時間的には、もうおっしゃるように、そういうふうにしてやっていきたいなというふうに思っていますけど、なかなかまだ、今、現状の数字が、もうこの令和７年の予算組みとしてこんな感じということですので、その３年目が予算が７１万円程度ですから、もう少しやっぱりその辺のこととかをですね、実際に利用されている方、また利用されていない方の理由だとか、その辺を聞いて、しやすいように、また今の御時世的にもやっぱり電気代いろいろかかっているというふうなことも含めながらですね、今御提案いただいたようなことをよく

よく話ししながらですね、要は継続的にできる事業としてやってまいりたいというふうに考えています。以上です。

8 番 田 代 いろいろ丁寧な御回答ありがとうございます。私としては、令和5年から仮スタート、6年からそれなりにスタートした。今年で3年目と。一つの年度、やはり総合計画でも何でもそうなんですけど、年度を設定して、それに向かって達成していくというのが行政の手法だと私は考えます。私は個人的には5年かなと思います。何が何でも全部受益者負担でツープイしろとは言いません。やはりかかるものは仕方ないと思います。ただ、このかかる費用を5町の補助を極力減らして、なるべく自走に近い。それには5年間ぐらいが一つの目標かなと。そういった面で、今年の令和今回7年度、それが確立するための入り口の年。それを検証しながら、2年行って、令和9年ぐらいにはぜひ皆さんが納得いく受益者負担と行政の負担、そういったことで行っていただきたいと思いますので、最後、総括して町長、回答をお願いいたします。

町 長 ありがとうございます。今おっしゃられた内容については、多分担当課長はよく聞いたと思いますので、課長とよく相談しながらですね、進めてまいりますので、よろしくお願いします。以上です。

8 番 田 代 では、そういったことで、5年を目安に、これから3年ぐらいを目安に確立していただきたいことを強く要望して終わります。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ございますか。

1 2 番 寺 嶋 111ページの常備消防に要する経費ということで、老朽化による足柄消防署松田分署の建て替えのために必要な土地購入及び物件損失補償等に係る経費ということであります。これは2億数千万円かな。この経費は。それでね、これが持ち出され、今現在に至るまでに、こういうのを決めた経過ということで、古い資料にあります…よりますとね、小田原消防の事務関係課長会議か何かで松田から再整備用地選定中との進捗状況の報告がなされたということで、今現在、松田町議会にね、そういう予算が組まれていると思うんですけども、これはいつ頃からこのそういうのが始まって、今現在どういう状況なのかということと、どういう課題があるのかということですね、まずお知らせいただきたいと思

います。

参事兼総務課長 詳細の経緯についてはちょっと今お話は、すみません、できないんですが、一応松田分署の用地につきましては、過去、平成の30年ぐらいからそういうお話が出ておりまして、今現在、うちのほうは昨日の補正予算の答弁でも申しましたが、あるところも選んで、そこの方と鋭意交渉中という形で、それ以上のことについてはちょっと申し訳ございませんが、ちょっと言えない状況でございます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 その前に遡りましてね、さっき言った小田原消防の事務調整会議ということで、この候補地の位置づけなんですけども、松田から検討エリア半径1キロメートル以内で候補地を探している、そういうような旨の方向性、位置づけがされて今現在に至っていると思うんですけども、これは間違いないと思うんですが、その辺の確認した…確認します。今の件ね、1つね。まずは確認します。

参事兼総務課長 今、寺嶋議員の御質問にお答えします。おっしゃられるとおり、その候補地については、今、議員がおっしゃられたとおりでございます。以上です。

1 2 番 寺 嶋 それで、現在、いつからこれ出されたのかね。始まったのかお伺いするんですけど、令和3年頃から議会に提案されてると思うんですが。候補地選定…候補地の提案がされたのがいつなのか。それから、それに基づいて、敷地の条件とか、その他の調査、こういうのがね、いつからされて、それで用地交渉はもう毎年毎年どのように行っているのかということをお伺いします。

参事兼総務課長 まず初めに、その用地の関係では、令和3年からでございます。それで、先ほどもお話ししましたように、交渉については対象の方と令和3年度以降、交渉をさせていただいて、いろいろと先方さんの要望を伺ったりとか、いろいろありますので、断続的…継続的に、途切れることなく交渉はさせていただいております。ちょっとそれ以上のことは、ちょっと申し上げられません。以上です。

1 2 番 寺 嶋 交渉するまで、過程の中で敷地条件というのが、例えば広さとかね、あとはいろいろな条件があると思うんですけども、その条件が主にどのような条件なのかということと、条件がクリアというか、適合しているというようなこと

で、今の候補地に絞っているのかね。ずっとこの半径1キロ以内の候補地にずっと絞って交渉していくのか、道路側までやるのか知りませんが、そうした場合、ずっとね、交渉しても、まとまるかまとまらないかというのをさ、まずは分からないわけですが、それでも予算組みをしてるわけですよね。だから、予算づけをしているということは、ある程度の根拠があつてね、予算をつけてると思うんですよ。全く何もなくて予算つけるということはあり得ないと思うんですがね。そういうところで、今の現在地の箇所をね、1か所なら1か所に絞ってやっていくのか。そういう方向性をですね、まずお聞かせください。

参事兼総務課長 すみません。今のエリア、今、エリアに決めているのは、一番初め、今それぞれ候補地が以前は何か所かあつて、それでだんだんだんだん絞ってきて、今もう最後の一つのところにたどり着いたような形になっています。一応条件としましては、消防に言われているのが、1,500平米以上の土地で、通りに面しているところという…接道だよね。接道がきちんとしていてところということで、その要件に達しているのが今交渉しているところでございます。ですから、今現在、予算を計上していて、そういう根拠はあるのかということなんですけど、私たちは先ほどもお話ししましたように、継続的に土地交渉をさせていただいております、だんだんだんだん、もう煮詰まってきた、いい形になってきている状況だという形では担当では思っております、今回御予算をお認めいただければ、来年度中にはどうにかめどをつけたいなという形では考えております。以上です。

12番 寺 嶋 めどをつけたいということで、相手があるから何とも言えないと思うんですがね。ただ、今言えることは、その用地交渉をして、それで用地が決定したら今度は取得しなきゃいけないわけですよね。ここに載ってるような用地取得等損失補償をやって、その上で契約をして、そのずっといきますと、今、用地交渉中だから、完成するまで何年ぐらいかかるんですか。10年ぐらいかかるんですか。そういうことでね、ありますと、じゃあ今の町の方向性としてはね、これを今のところを諦めないといえますか、ここはですね、松田と大井の境、そ

ういう1キロだとね、大井まで行っちゃう範囲もあるんですよ。ですからね、こういうのを検討しながらね、ずっといくと、10年で今からね、用地交渉、契約して完成するまで、10年ではできるのかできないのか。そういうところもありますので、町としてのね、この方向性がなかなか私としては見えないので、最後、町長のほうからね、どういう方向性で、現在どういうのが課題になっていて、将来どういう方向性でいくのか。完成時期は…完成期間はね、どのくらいを要することになるのか、お伺いをいたします。

町 長 もう1回あるのかなと思ったら、いきなり私だったので。今、課長からお話があったとおり、ここ、やはり3年近くいろいろ交渉していますので、絞ってきてですね、もうちょっとというところまでにきているというふうに、私もそういうふうに理解をしてますので、令和7年度の予算をお認めいただくと、その旨で進むんじゃないかという、ちょっと期待もしています。その辺のぐらいいまできてますということで、御心配されてるところかも分かりませんが、努力が何か実りつつあるというふうなところだけは話ししておきます。

土地が決まればですね、私の感覚ですけど、5年以内には完成する予定になるかと思います。ざっと言うと、2市5町でやっている事業なので、ほかの町との連携もしなきゃいけないですけども、土地が令和8年で…7年に決まれば、令和8年に図面を書いたりだとか、調査とか、そういう辺にするでしょうから、そうすると順調にいけば9年と10年、もしくは10年、11年の2か年ぐらいで工事をする形になるんじゃないかというふうに、規模が規模なのでね。という、土地が決まれば5年以内には完成するんじゃないかというふうに私は見込んでいます。以上です。

12番 寺 嶋 おおよそ分かりましたけども、さらにこれ今、今のあるものを、土地をね、用地交渉土地は、更地にしないと、して建物とか建てないといけないと思うんですが、これ、造成工事とかっていろいろまた工事がかかると思うんですが、今の予算の、今やってる、出されてる予算は、取得と損失補償ですよ。さらに造成工事がかかると思います。工事費が。これは別に…（「何を前提にいつてるんですか。造成がかかるということは何か分かっているの。」の声あり）い

や…。

議 長 すみません、今の予算についての質問をお願いします。

1 2 番 寺 嶋 分かって…今の予算は、それは分かりました。予算の位置づけとしてはね。ただ、これから今のさらに、さらなる工事費がね、取得費のほかに工事費がかかるのではないかと考えられますので、そういうね、さらに予算がね、かかるのではないかと思いますので、その辺の見込みについてですね、最後にお伺いします。

参事兼総務課長 すみません、要は建設とか造成は、もうそれは先ほど町長おっしゃられたように、小田原消防のほうの予算のほうでやりますので、松田町…じゃない。すみません、以上です。

1 2 番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

4 番 中 津 川 3点ほどちょっとお聞きしたいところがあります。まず、ページ数でいくと86ページ、7ページですけれども、衛生費の中の清掃費です。ここに昨年比ですね、清掃費でいくと約1,200万ほど減の予算になってますけれども、塵芥処理費についてはですね、1,100万円ほどの減になってます。説明欄を見ますとですね、一番上の一般事務経費、ここだけで約1,100万の減になっているんですけども、そんなに大きく減になる要素があるのかな。塵芥処理の中でね。この中で、減となっているですね、主たる節は何なのか。その金額と理由についてお聞きしたいのが1つ。

それからですね、ページで言うと98、99ページです。

議 長 すみません、ちょっと細くなりつつあるんですが、それを聞いてから何か大きなことにつなげる質問ですか。（「政策的な質問かどうか。」の声あり）

4 番 中 津 川 分かりました。じゃあ、今の質問は委員会の中でやらさせていただきます。すみません。

そうしたら、次にですね、98、99ページですけれども、観光振興費です。大きなところで、今回2億1,000万円ほどのですね、比較、前年比増になってますけれども、その中の主たる事業で、寄の自然休養村管理センターの改修と、あと

はみやまグラウンドの改修、それから市民農園の駐車場化というのがありますけども、この概要についてお聞きしたい。

3つ目というか、2つ目になりますけども、次に108、109ページ。都市整備事業費のところの新松田駅の南口のですね、駅前広場の整備です。昨日補正予算の中で約1億5,000万ほど補正減してます。用地費と補償費。それから委託料も含めて減になってますけども、先ほどの課長のお話ですと、今年度…来年度ですね、用地補償費は計上してないけども、粘り強く交渉を進めるということですけども、私、思うに、粘り強くね、継続して用地交渉を進めるのであれば、用地補償費はね、予算計上しておくべきかな。町の姿勢としてね。と思いますので、その辺の見解について伺いたいと思います。以上です。

議 長 ただいまの質問で、先ほどのみやまの概要に関しても、ちょっとあれですか、何か次につなげる感じですか。（「はい。」の声あり）じゃあ、お答えをお願いします。

観 光 経 済 課 長 99ページですね、観光スポーツ施設整備事業のみやまグラウンドにつきましては、みやまグラウンドのナイターの照明のLED化6基と、備品購入費としまして、一番下流側に土のクレイになっているところがあるんですが、そこをスリー・オン・スリーのバスケットを置くための備品購入費がこの予算になっております。

その下のスポーツツーリズム推進拠点事業につきましては、目的としましてはスポーツツーリズム及び観光振興の拠点として、管理センターの機能を復活させまして、寄地区全体の観光消費額の増額を図ることを目的としています。併せて周辺施設として一体的に運営しております周辺整備をすることによりまして、新たなスポーツ需要を呼び起こすことと、スポーツツーリズムの推進をいたしまして、交流人口の増加を図るといったものが目的でございまして、これの詳細な内容につきましては、寄自然休養村管理センターにつきましては、内外装の改修工事、屋外トイレの設置工事、駐車場の整備工事というのを計画しております。周辺整備としまして、市民農園の駐車場化ということで、駐車場整備工を予定、計画をしております。また、周辺整備としまして、みやまグ

ラウンドの改修工事としまして、ネットフェンスの改修工事としまして、既存のネットの改修工事、あと入り口にネットフェンスございませんので、そこにネットフェンスを設置する予定でございます。併せて、トイレが老朽化しておりますので、トイレの建て替え工ということで、トイレの建て替え工を予定を、計画をしておるところでございます。既存の防球ネットについては、防球ネットの張り替えを行う予定でございます。詳細についてはそういったところでございます。

まちづくり課長 私の方からは、2点目に御質問のありました新松田駅南口に係る予算組みについて、前年との違い等々に係る御質問でございます。南口の整備に関しましては、ちょっと一般質問のほうでもいろいろやりとりをさせていただいた件もございましたけれども、全体の計画の手を下げものではないと。ただ、アプローチの仕方というところが、今現在なかなか厳しいところは、用地交渉はしっかり継続はさせていただく。ただ、例えばエレベーターの場所の変更等も含めた今回は予算組みとなっています。

御質問の中で、特に用地等の関係の予算、用地や補償の予算というのは手を下げることはいかなものかというお話でございます。今年度は…来年度ですね、令和7年度に関しては、先ほど申し上げた部分に注力をいたします。そうしますと、その用地交渉のほうも当然継続はしていくんですけども、その予算は再来年度からまた復活できるように努めていきたいと。どうしてもですね、この予算、用地補償も含め、用地も補償も含めて、補助を頂きながらやるものでございます。これがやっぱり一定の期間ですね、毎年計上して、なかなか執行ができないという状況がございました。そういった中で、ずっと補助をつけていただいて、ずっと落ちてしまっていた部分があります。そうしますと、いわゆる国・県のほうからの実際指導もございました。町の状況も少し御説明した中で、今年度は…来年度はこのような形をとりたいという整理でございます。

4 番 中 津 川 まず最初にですね、観光振興に係る経費のところは、今説明いただいたんですけども、寄地域についてはですね、令和4年度から活性化協議会を立ち上げて、いろいろと地域の方々含めてですね、議論をしていますので、ぜひですね、

その活性化協議会の中からも町のほうにいろんな提言とかね、させていただいてると思いますので、その辺も含んでですね、利用者の立場になって、あるいは施設を運営する立場の方々ともですね、十分に調整していただいて、魅力ある施設づくりに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから南口の件ですけども、私、去年ちょっとね、予算審議委員会の中でも申したんですが、用地交渉して、ちょっと成立までいかなかったのが、全部予算を落としちゃった。ではなくて、不用額がね、大体大きくなっているの、それは繰り越しをしてでも用地交渉のね、成立に向けて頑張るべきじゃないかというようなちょっとお話も差し上げました。今、毎年毎年補助を頂きながら落としているのだなということで、来年度は、令和8年度は復活するということです、ぜひですね、要に交渉のほう、粘り強く重ねていただいて、事業用地の取得にですね、努めていただきたいと。要望です。以上です。

議長 前半のは、答えいりませんね。大丈夫ですね。（「はい。」の声あり）

ほかには質疑ありますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

お諮りします。ただいま議題となっております本案につきましては、一般会計予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は一般会計予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に委員の選出、正・副委員長の選任をお願いいたします。決定しましたら議長まで報告をお願いします。それでは、そのまま休憩にいたします。休憩中に委員の選出、正・副委員長の選任をお願いいたします。

そして、休憩中に昼食をとっていただいて、午後1時より再開いたします。

（11時42分）

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)
- 休憩中に一般会計予算審査特別委員会の委員が決定しましたので、読み上げます。委員は、北村和士君、吉田功君、中津川定雄君、古谷星工人君、井上栄一君、南雲まさ子君の6名です。委員長には吉田功君、副委員長には井上栄一君が決定しました。審査をよろしく願います。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願います。
- 議 長 日程第2「議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。
- 町 長 町長の提案説明を求めます。
- 議 長 議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算。
- (総則)第1条、令和7年度松田町上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。
- (業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。
- (1) 給水戸数、4,503戸。
- (2) 年間総給水量、10億5,370立米。
- (3) 1日平均給水量、2,887立米。
- (4) 主要な建設改良事業、籠場橋配水管耐震化工事、2,504万7,000円。上茶屋送水ポンプ場ポンプ更新工事、413万3,000円。
- (収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
- 収入、第1款、水道事業収入、1億3,673万6,000円。第1項、営業収益、1億476万6,000円。第2項、営業外収益、3,196万9,000円。第3項、特別収益、1,000円。
- 支出、第2款、水道事業費用、1億3,673万6,000円。第1項、営業費用、1億3,193万8,000円。第2項、営業外費用、378万8,000円。第3項、特別損失、1万円。第4項、予備費、100万円。
- (資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,684万7,000円

は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。）。

収入、第3款、資本的収入、3,020万円。第1項、企業債、3,000万円。第2項、負担金、20万円。

次のページお願いいたします。支出、第4款、資本的支出、8,704万7,000円。第1項、建設改良費、5,156万6,000円。第2項、企業債償還金、1,648万1,000円、第3項、投資、1,900万円。

（企業債）第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額、3,000万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資状況による。ただし、措置期間及び償還期間を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えることができる。

（一時借入金）第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、2,642万1,000円。

（棚卸資産の購入限度額）第8条、棚卸資産の購入限度額は、204万3,000円と定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。314ページをお願いします。第5条企業債につきましては、籠場橋配水管免震化工事ほかに係る分に充てるものでございます。

少し飛びまして、328、239ページをお願いします。当初予算内訳書の収益的収入及び支出の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水

収益につきましては、水道使用料、水を売ることにより収益を得る分です。令和6年度の実績と見込みにより、前年度対比7万8,000円、0.1%の減としております。目3、その他営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や他会計負担金としまして、下水道使用料徴収事務負担金等でございます。

項の2、営業外収益、目2、雑収益につきましては、寄簡易水道事業会計から事業委託分の繰入金や加入負担金でございます。繰入金内訳の精査や開発に伴う加入負担金の見込みにより、前年度に対し増としております。目3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

330、331ページをお願いします。支出です。水をつくるための費用や日常的な業務委託でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費につきましては、水源などの施設に係る保守点検等委託料や、動力費、電気料のことでございますが、主なものでございます。前年度に対する増額の主な要因は、電気料の高騰によるものでございます。目3、総係費につきましては、一般事務関係の費用でございます。

332、333ページをお願いします。目4、減価償却費と資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。

項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、配水管布設替えなどの事業に対する企業債利息26件分の償還金でございます。目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

336、337ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。これからは4条予算の収支となります。款3、資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、籠場橋配水管免震化工事、上茶屋送水ポンプ場ポンプ更新工事等の起債でございます。

項2、負担金。工事負担金につきましては、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定して、配水管布設替えの工事の負担金を下水道事業会計より

収入するものでございます。

338、339ページをお願いします。支出です。款4、資本的支出、項・目ともに建設改良費の節1、報酬につきましては、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。節21、工事請負費、籠場橋配水管免震化工事につきましては、県が籠場橋の免震工事を行うため、免震性のある配水管にするものでございます。上茶屋送水ポンプ場ポンプ更新工事につきましては、2つあるポンプのうち片側に不具合が生じていることから更新をするものでございます。

目2、固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換をしており、461基分を計上しております。

項・目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金17件分の償還金でございます。

なお、320ページから326ページにキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表、注記を、340ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算につきましては、上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は上水道及び寄簡易水道事業会計予算審

査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたしますので、休憩中に委員の選出、正・副委員長の選任をお願いいたします。決定しましたら、議長まで報告をお願いいたします。別室でお願いします。(13時13分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(13時15分)

休憩中に上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会の委員が決定しましたので、読み上げます。委員は、議長を除く議員11名です。委員長には寺嶋正君、副委員長には中津川定雄君が決定いたしました。審査をよろしく願います。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願います。

議 長 日程第3「議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数、730戸。

(2) 年間有収水量、17万9,280立米。

(3) 1日平均有収水量、491立米。

(4) 主要な建設改良事業、弥勒寺第1水源次亜注入ポンプ更新工事、343万7,000円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町上水道事業会計から長期借入金1,900万円を借り入れる。

収入、第1款、水道事業収入、3,377万3,000円。第1項、営業収益、1,643万6,000円。第2項、営業外収益、1,733万6,000円。第3項、特別収益、1,000円。

支出、第2款、水道事業費用、4,549万2,000円。第1項、営業費用、4,262万7,000円。第2項、営業外費用、286万4,000円。第3項、特別損失、1,000円。

（資本的収入及び支出）第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,091万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。）

収入、第3款、資本的収入、340万円。第1項、企業債、340万円。

支出、第4款、資本的支出、2,431万6,000円。第1項、建設改良費、628万8,000円。第2項、企業債償還金、1,802万8,000円。

次のページお願いいたします。（企業債）第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道事業。限度額、340万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えることができる。

（一時借入金）第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

（他会計からの補助金）第7条、寄簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、1,028万3,000円である。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明いたします。354ページをお願いします。第5条企業債につきましては、弥勒寺第1水源次垂注入ポンプの更新工事に充てるものでございます。

少し飛びまして、368、369ページをお願いします。当初予算内訳書、収益的収入及び支出の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益につきましては、水道使用料、水を売ることによる収益を得る分です。令和6年度の実績と見込みにより、前年度対比21万9,000円、1.4%の増としてお

ります。目 3、その他営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や他会計負担金としまして、消火栓維持管理負担金でございます。

項の 2、営業外収益、目 2、雑収益につきましては、国の示す地方公営企業繰出金基準により交付税措置される元利償還金の所定の額を一般会計から繰り入れるもの及び加入負担金でございます。目 3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

370、371ページをお願いします。支出です。水をつくるための費用や、日常的な業務委託でございます。款 2、水道事業費用、項 1、営業費用、目 1、原水浄水配水及び給水費につきましては、水源などの施設に係る保守点検委託料や、動力費などが主なものでございます。前年度に対する増額の主な要因は、電気料の高騰によるものでございます。目 3、総係費につきましては、一般事務関係の費用でございます。

372、373ページをお願いします。目 4、減価償却費と 5、資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。

項 2、営業外費用、目 1、支払利息につきましては、配水管布設替えなどの事業に対する企業債利息32件分の償還金でございます。目 2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

374、375ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは 4 条予算の収支となります。款 3、資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、弥勒寺第 1 水源次亜注入ポンプ更新工事の起債でございます。

376、377ページをお願いします。支出です。款 4、資本的支出、項・目ともに建設改良費の節 1、報酬につきましては、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。節 21、工事請負費、弥勒寺第 1 水源次亜注入ポンプにつきましては、次亜塩素を注入する機器 2 機ありますが、そのうち片方が不具合が出ていることから更新するものでございます。目 2、

固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換をしており、73基分を計上しております。

項・目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金28件分の償還金でございます。

なお、360ページから366ページにキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表、注記を、378ページ以降に給与費明細、投資的事業の概要、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算につきましては、先ほど設置されました上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議長 以上で本日の会議はこれをもって延会といたします。本日はお疲れさまでした。なお、午後1時40分から令和7年度工事予定箇所の現地視察を行いますので、委員の皆様は生涯学習センターの1階展示ホールにお集まりください。展示ホール前にお集まりください。

10日（月曜日）は午前9時から一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。11日（火曜日）は午前9時から上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会を、午後は産業厚生常任委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。12日（水曜

日)は午前9時から総務文教常任委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。定例会中の委員会について、委員会等については、必要に応じ職員の出席を求めますので、御対応をお願いいたします。本会議最終日の13日(木曜日)は、午前中、議会運営委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。午後1時より本会議を開催しますので、議員の皆様は定刻までに御参集してくださるようお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(13時27分)